

今号のテーマ 「コンクリートがら」と「コンクリートくず」の違いについて

都市開発におけるビル解体等で発生する産業廃棄物の中に「がれき類」「コンクリートがら」「コンクリートくず」がありますが、これらの違いは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」と「廃棄物処理法施行令」により定められています（産業廃棄物種類の詳細についてはTECH info Vol.8参照）。今号ではその違いを具体例を挙げて説明します。

産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生じた廃棄物は、廃棄物処理法で直接定められた6種類（燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類）と、廃棄物処理法施行令で定めた14種類の計20種類に分類されます。「がれき類」と「コンクリートくず」は同施行令で定めた14種類に分類されるもので、あらゆる事業活動に伴って排出されます。

区 分	種 類
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃油 (4) 廃酸 (5) 廃アルカリ (6) 廃プラスチック類 (7) ゴムくず (8) 金属くず (9) ガラス・コンクリート・陶磁器くず (10) 鉱さい (11) がれき類 (12) ばいじん
排出する業種等が限定されるもの	(13) 紙くず (14) 木くず (15) 繊維くず (16) 動物系固形不要物 (17) 動植物性残さ (18) 動物のふん尿 (19) 動物の死体 (20) 汚泥のコンクリート固形化物など、(1)～(19)の産業廃棄物を処分するために 処理したもので、(1)～(19)に該当しないもの

「がれき類」・「コンクリートがら」・「コンクリートくず」の違いについて

「がれき類」とは、工作物の新築・改築または除去に伴って生じた各種廃材であり、がれき類の中のコンクリート破片のことを「コンクリートがら」と言います。これに対して「コンクリートくず」は工場の製造工程等で生じるコンクリート製品の不良品やクズのことを指します。なお「がら」とは、物が触れ合う「ガラガラ」という音に由来するものです。

区 分	種 類
ガラスくず、 コンクリートくず および 陶磁器くず	①ガラスくず 廃空ビン類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉等
	2)コンクリートくず 工場の製造工程等で生じるコンクリート製品の不良品、コンクリートくず、コンクリートブロックくず、インターロッキングブロックくず、石膏ボードくず等
	3)陶磁器くず 土器くず、陶器くず、せっき器くず、磁器くず、レンガくず、耐熱レンガくず、せっこう型、タイルくず等
がれき類	コンクリート破片（コンクリートがら）、アスファルトコンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに類する各種廃材等